



磯部 亜希 議員

福祉の観点からの防災について

福祉避難所の設置・運営の協議の進展については。

答 手引書の作成に取り組み、マニュアル作成作業をいただいています。

問 水防法改正に伴い、義務付けられた福祉施設の避難計画策定の進捗状況は。

答 政策部長

要配慮者利用施設は29施設で、現在までに学校等の7施設が作成済みであり、作成率は24・1%です。2021年度までに作成率100%を達成できるよう取り組みます。

問 福祉避難所の設置・運営の協議の進展について。

答 健康福祉部長

手引書の作成に取り組み、高島市介護サービス事

業者協議会で、運営マニュアルの作成作業をいただいています。

問 福祉避難所の対象者の方の中には移動困難な方も考えられるが、直接、福祉避難所に避難するとはできないのか。

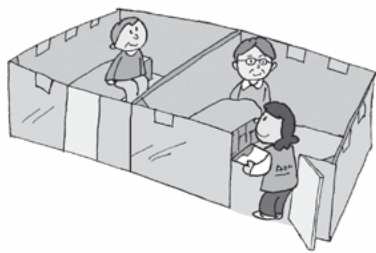
答 危機管理局長

まずは広域避難所に避難をしていただくことが基本です。福祉スペースを設けて対応します。また、保健師等の職員が健康相談等を行い、避難が長期になり、避難所生活が困難であると判断される場合には、福祉避難所に移動していただきます。

問 広域避難所において、見知らぬ人がいると過ごしい方への配慮はどうか。

答 危機管理局長

福祉スペースや学校の協力が得られ、利用可能であれば、保健室などの個室に移っていただくなどの配慮を検討しています。



問 避難行動要支援者名簿について、共有する区長・自治会長や支援者の方に制度の主旨が確実に伝わっているのか。

答 危機管理局長

毎年、4月に名簿の配布をしています。区長・自治会長様の中には、なかなか理解が深まっていないと感じていますので、今後様々な機会を通し周知に努めていきます。

問 避難行動要支援者の対象とならない要配慮者および外国人への情報伝達について。

答 政策部長

防災行政無線、ホームページ、メール配信機能を最大限に活用し対応します。外国人の方へは、現在ホームページで4カ国語の情報提供を行っていますが、緊急時の情報伝達には課題があり、防災マップ等の印刷物も対策が十分でない状況です。今後は外国人を雇用されている各企業のご協力を得ながら、調査研究していきます。

その他の質問

●新しい世帯や、子どもを望む方への支援について